

## 《専攻科》

### 平成19年度徳島県立水産高等学校専攻科生徒募集選抜要項

1 募集定員 漁業科 10名, 通信技術科 10名, 機関科 10名

#### 2 出願資格

##### (1) 漁業科

高等学校卒業者（平成19年3月卒業見込者を含む）で船舶職員法による船舶の運航に関する教科・科目について25単位以上を修得し、かつ、総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、又は総トン数20トン以上の漁船の乗船履歴を3か月以上有する者。又は、これと同等以上の資格を有する者。

##### (2) 通信技術科

高等学校又は中等教育学校後期課程の卒業者（平成19年3月卒業見込者を含む）。又は、これと同等以上の学力があると認められる者。

##### (3) 機関科

高等学校卒業者（平成19年3月卒業見込者を含む）で船舶職員法による機関の運転に関する教科・科目について25単位以上を修得し、かつ、総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、又は、総トン数20トン以上の漁船の乗船履歴を3か月以上有する者。又は、これと同等以上の資格を有する者。

#### 3 出願の期間及び方法

##### (1) 出願期間

平成19年1月10日(水)から平成19年1月12日(金)までとする。ただし、受付は午前9時から午後4時30分までとする。郵送の場合は受付最終日の前日までの消印のあるものに限り有効とする。

##### (2) 出願書類

- ア 入学願書 様式第33号
- イ 受検票 様式第34号
- ウ 調査書 様式第35号
- エ 健康診断書 様式第36号
- オ 写真 2枚 最近3か月以内に撮影した上半身、正面脱帽、縦4cm×横3cmのもの
- カ 封筒 定形封筒（長形3号23.5cm×12cm）に290円切手を貼付し、選抜結果の通知先を記入する。

##### キ 証明書

###### (ア) 漁業科

- ① 航海、運用等に関する教科・科目の単位修得証明書（様式第37号）
- ② 乗船証明書（様式第38号）

###### (イ) 機関科

- ① 機関の運転に関する教科・科目の単位修得証明書（様式第37号）
- ② 乗船証明書（様式第38号）

【注】徳島県立水産高等学校卒業者（平成19年3月卒業見込者を含む）は、出願書類のうち健康診断書、証明書を省くことができる。

##### (3) 入学考査料

2,200円（徳島県収入証紙を入学願書に貼りつけること）

##### (4) 出願先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁財天23-1 徳島県立水産高等学校

#### 4 検査の期日・場所及び方法

(1) 期日及び場所

平成19年2月1日(木) 徳島県立水産高等学校

(2) 検査科目(配点)及び時間割

学 科 名	科 目 等 ( 配 点 )	時 間
漁 業	航海・計器(100点), 漁船運用(100点)	9:30 ~ 10:50
	海事法規(100点), 英語 I (100点)	11:00 ~ 12:20
	面 接	12:30 ~
通信技術	国語総合(100点), 数学 I (100点)	9:30 ~ 10:50
	物理 I (100点), 英語 I (100点)	11:00 ~ 12:20
	面 接	12:30 ~
機 関	船用機関(100点), 機械設計工作(100点)	9:30 ~ 10:50
	電気工学(100点), 英語 I (100点)	11:00 ~ 12:20
	面 接	12:30 ~

#### 5 選抜の方法

調査書と入学学力検査の成績に基づき、面接の結果も資料とし、専攻科での教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

#### 6 選抜結果の通知

平成19年2月8日(木)、受検者に選抜の結果を郵送によって通知する。なお、郵送は配達記録郵便によって行うので、選抜結果通知日(2月8日)には受検者又は家族が在宅すること。また、通知が未着の場合の問い合わせは、2月9日(金)午後3時以降、徳島県立水産高等学校において受け付ける。

#### 7 第2次募集

合格者が定員に満たない場合で、必要と認めるときは第2次募集を行う。

その実施については別に定める。

#### 8 学力検査の得点の開示

受検者は、選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 受付期間・受付時間

受付期間は、選抜結果の通知の日の翌日から1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 開示の内容

開示の対象となる個人情報の内容は、学力検査の科目別得点とする。

(3) 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、徳島県立水産高等学校で行うものとする。